平成２５年（フ）第２８２３号
大阪市此花区高見３丁目５番16号
債務者　児玉　光正
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４３号
大阪府交野市私部４丁目57番22号
債務者　後藤　　啓
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６０号
大阪市西成区山王１丁目８番５号、前住所大阪市住之江区安立４丁目18番24号
債務者　芝野　　繁
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８８５号
大阪市中央区南船場１丁目17番25号　宮崎ビル50Ａ
債務者　中尾　虹兒
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９３６号
大阪市西区北堀江３丁目６番26―3005号
債務者　小川　恵子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２８号
大阪府箕面市瀬川４丁目15番45―303号、前住所大阪市生野区巽東３丁目９番31―311号
債務者　西条　佳子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５５号
大阪府四條畷市大字砂377番地の15
債務者　神田　照美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３１３号
大阪市此花区春日出中２丁目18番20号　冨士マンション２Ｃ号室
債務者　瀬山　千春
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３２５号
大阪府枚方市招提南町３丁目12番16―502号
債務者　平尾ユリ子（旧姓張川）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３９号
大阪市平野区背戸口２丁目５番31号　種村マンション２番館502
債務者　町田　　均
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６５号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目６番105―510号
債務者　赤堀裕見子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６７号
大阪市西成区花園北２丁目４番５号シャンブル西成１―801
債務者　荒田　　巧
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６８号
大阪府吹田市清和園町25番３―107号
債務者　藤山　ミネ
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７２号
大阪府八尾市植松町５丁目８番７号　辻田マンション205号、前住所大阪府八尾市北木の本５丁目32番地の１南十字星Ⅱ101号
債務者　上平　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２号
北海道苫小牧市字勇払29番地の１
債務者　土坂由起子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３０号
宮城県白石市旭町２丁目７番６―203号　Ｆｏｒｅｓｔ・ｉｎ旭203
債務者　日野美代子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３２号
宮城県気仙沼市松崎面瀬47番地43
債務者　小松　鏡子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部